

和歌山県青少年健全育成条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>別記第 9 号様式 (第 13 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">↑ 100センチメートル以上 ↓</p> <p>和歌山県青少年健全育成条例により、午後十時から、翌日午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場は固くお断りいたします。ただし、保護者が同伴する 年四月一日以前に生れた方を除きます。</p> </div> <p style="text-align: center;">← 30センチメートル以上 →</p> <p>備考 1 「 年」には、当該年の前年 4 月 2 日から当該年の 4 月 1 日までの間に 15 歳に達した青少年の生まれた日のうち直近の日の属する年を記入すること。</p> <p>備考 2 横書きにしても差し支えないものとする。</p>	<p>別記第 9 号様式 (第 13 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">↑ 100センチメートル ↓</p> <p>和歌山県青少年健全育成条例により、午後十時から、翌日午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場は固くお断りいたします。</p> </div> <p style="text-align: center;">← 30センチメートル →</p> <p>備考 横書きにしても差し支えないものとする。</p>

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第 9 号様式の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。